該当箇所	御意見の内容	理 由	御意見への考え方
第3条第2項 等	絶対にくん蒸しなければならないのかどうか検討され たい。	くん蒸の薬剤の残存や健康被害が懸念されるため。	公文書管理法第15条に従い、特定歴史 公文書等を永久に保存するためには、くん 蒸は必要です。なお、くん蒸に用いた薬剤 については、健康被害がないように十分に 除去することとしています。
第3条第2項、 第4条第2項、 第5条第2項	「原則として1年以内に排架を行うものとする」とあるが、どのような場合に原則の例外となり得るのかについての定めがある方が良い。	ることになる。そのため、例外は限定的に考えられるべきであり、個別の特定歴史公文書等について個々に原則の例外に該当することを明らかにすることが困難である以上、どのような場	受け入れた歴史公文書等については、従来より1年以内に排架し、目録を公開しています。ご意見のように、例外について規定すると、想定外のケースが生じた場合にその都度規則を改正する必要が生じ、かえって非効率的なものとなるため、規定しないこととしました。
第6条	著作権の調整の主体は公文書館であって、移管機関や寄贈者ではないという理解でよいのか。また、公文書館で保管されるものについて、著作権の例外規定を著作権法に求めることはしないのか。	相当の労力を要すると思われ、人員や体制への負担が懸念されるため。	著作権等の調整は、第3者著作物等も含め、必要に応じて、特定歴史公文書等を移管する国の機関、行政機関及び独立行政法人等、又は寄贈・寄託者と国立公文書館が行います。 また、公文書管理法と著作権法との調整に関する著作権法の改正については、昨年5月に内閣府から文化庁に対して改正要望が出されたと承知しています。
第9条	生存している個人の情報であっても、公人と私人では 扱いが違うのではないか。また、逆に生存していない 個人の情報で、その子孫等に不利益となりうる情報 については保護されないのか。		当館では、公文書管理法第15条に従い、特定歴史公文書等を永久に保存すべく、一体的に書庫に保存しています。当該書庫には施錠をした上で入退室管理を行い、さらに、入室はごく少数の職員のみに限るなど、個人情報漏えい防止に務めているところです。
第9条	個人情報が記録されているものが、他の特定歴史公文書等と分けて第9条1号・2号等の措置を講ずるものとして想定しているのであれば、講ずべき措置はその区分により定められるべきである。		体的に書庫に保存しています。当該書庫には施錠をした上で入退室管理を行い、さらに、入室はごく少数の職員のみに限るなど、個人情報漏えい防止に務めているとこ

第10条	資料の作成者や作成時期については目録にとらない のか。		資料の作成者や作成時期については、 受け入れた段階では判明しないケースもあるため、目録に記載すべき事項として規定 することは必ずしも適当ではないと考えています。作成者や作成時期が分かる場合は、「その他適切な保存及び利用に資する情報」として従来通り記載することとしています。
第10条	非公開の資料であっても目録には掲載されることを 確認したい。		当館は、従来から非公開区分とした特定 歴史公文書等についても目録に掲載して おり、今後も目録に掲載していくこととして います。
第11条第3項	「情報通信技術を用いて館に送信する方法」を入れ るべきである。	利用請求者の便利を考え、利用申請にインターネットからの申 し込みができるようにするべきである。システムが無くてできな い場合は、早急に導入を行うべきである。	インターネットを用いた請求方法は、当館のデジタルアーカイブシステムの更新が必要となりますが、同システムは平成22年4月に本格稼働を開始したところであり、利便性を向上させる上で必要な措置については、次期システム導入における検討項目の一つであると考えています。
第12条		を選択してみると、さらに「Reason for restriction」 [制限理由]という欄も示され、該当条項等が明らかにされている。左記の1項を加えることで、利用者に対してより満足ないし納得のいくアカウンタビリティー、トランスペアレンシーを確保できると思われる。	現行の電子目録に利用制限情報の該当 条項号を新たに追加するためには、表示 欄の追加などシステム全体の変更等が必 要となり、目録の充実を図る観点から、将 来的な検討課題であると考えています。 なお、利用者への説明責任や手続の透 明性を確保するため、利用決定通知書に は、利用制限情報の該当条項号を制限の 理由も含めて記載することとしています。
第20条第2項 第1号イ	「用紙に複写したもの」の中に、「第8条に基づく複製物」も加えるべきである。	原本保護や利便性向上のために紙焼きコピーを作っている場合、これを電子コピーするのは問題ないと思われる。また、外交 史料館、宮内公文書館の規則案でも認められているので、この 条文を加えるべきである。	当館では、「複製物」としてマイクロフィルムを用いているため、紙媒体を用いている外交史料館や宮内公文書館と規定に違いが生じています。 「写しの交付」として複製物(マイクロフィルム)の出力を行うことについては、作業のためにマイクロフィルムを使用している間は、他の利用者が当該マイクロフィルムを利用することができなくなるため、行わないこととしています。

別表1(利用等規則関係)

第27条	レファレンスについて充実を図られたい。	国立公文書館は海外文書館との交流も多く国際機関にも加盟しているため、情報の収集も行っている。その調査研究や教育に関する情報も積極的に収集・保管し提供していただきたい(寄贈の文書の収蔵もできるようになるので、公文書ばかりでなく	ご意見の趣旨を踏まえ、レファレンスの一 層の充実に努めて参ります。
		アーカイブズやアーカイブズ研究の研究センターの役割を果たしていただきたい。)。	
第29条	人員を増員のうえ、土日開館も行われたい。	平日のみの開館では、利用者への利便性が良いと思われない。県立文書館のなかには土日も開館しているところもある。	土日開館については、既に一部実施しており(特別展等)、今後拡充を行うかどうかについては、利用者のニーズ等を見極めつつ実施方法や時期を判断することとしています。
第30条	特定歴史公文書等を廃棄する権限を公文書館は持てないのか。また、公文書館は独立の法人であるべきである。	評価選別は公文書館の専権事項であると考えるため。	公文書管理法第25条により、館が特定歴 史公文書等を廃棄するに当たっては、内閣 総理大臣に協議し、その同意を得て、当該 文書を廃棄することとされています。さら に、同法第29条において、総理大臣が同意 をするに当たっては公文書管理委員会へ の諮問が義務付けられるなど、廃棄に関し ては慎重かつ適切な判断が担保されるよう 法制上手続が規定されているところです。
第31条	研修の対象を行政機関や独立行政法人等の職員に 限定するのはいかがなものか。		公文書管理法第32条第2項に従い、本条 を定めたものであり、適当なものと考えま す。
	デジタルカメラ持参による撮影が認められることを確 認したい。		別に定める利用細則において、デジタル カメラ等の利用を認め、詳細を規定するこ ととしています。

該当	酱筒所	御意見の内容	理由	御意見への考え方
2- (1) b		個人情報の利用については、従来からの国立公文書館利用規則において一定の整理が行われてきたが、それをもって「事実上の慣習として公にれれている又は公にすることが予定されている」とするのは拙速ではないか。「参考」として別添しているものの審査基準における性質として、過去の経緯に過ぎないことを明示すること、「一定の期間」の目安については、なお開かれた議論が必要であることを明示すべきである。	今後、国立公文書館に移管される特定歴史公文書等が増加し、それに伴い個人情報が記録されている特定歴史公文書等の量も増加する可能性がある。しかし、どのような公表慣行が望ましいのかは、過去の国立公文書館利用規則における基準の策定が、議論の経過やその内容の公開、広く市民からの意見の聴取も行われずに策定されていることに留意すべきである。こうした結果行ってきた国立公文書館における個人情報の利用を「慣習」とすることは、望ましいものではない。個人情報のあっても、一定期間経過後は利用をさせることは否定されるべきではないが、社会的合意がどのレベルで図られているのかは非常に重要である。個人情報は、特定個人の権利利益に直接的にかかわるものであり、とりわけ、社会的差別につながる関の議論では公的領域・私的領域にかかわらず、一律に個人情報を非公開とし、もっぱら公職にあるものあるいはそれに類常の情報公開では公的領域にかかわる一般私人の情報公開ですら議論されてきていない。特定歴史公文書等の場合、時の経過ということだけをもって公権力による個人の権利利益の制をするというのは望ましいものではなく、公権力による制約をどの範囲で甘受すべきなのかについては、本来であれば公文書管理法施行前までに広く議論されるべきものであるところ、そうした機会もこれまでもたれていないため。	ついては、一定の期間が経過し、個人の権利利益を害するおそれがあると認められなくなった時点において、当該個人情報を公開してきました。この運用については、既に10年余の実績があり、移管元行政機関、利用者等にも定着していると考えられます。また、当館では審査基準案について、公文書管理委員会の法定審議事項ではないものの、同委員会(平成23年1月19日)にお
2-(1)b-		第三者意見提出機会付与をもって個人情報の権利利益への配慮とすることは、手続論としては理解をするが、実質的な保護や保障になるかは疑問である。	作成・取得から長い期間を経た特定歴史公文書等に記録された個人に対して、当該規定が機能的に運用されるかは疑問であり、当該個人が死亡した場合はこの手続が機能するとは言えないと考えられるため。さらに、法第18条は第2項で情報公開法5条1号ロの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報」の適用に際しては、義務的に第三者意見聴取の手続をすべき旨定めているが、情報公開法5条1号イの適用に関しては、広く一般私人の私的情報の公開が想定されるところに、意見聴取は「活用」とされている。人の生命等に対する保護という別の利益の保護のための個人の権利利益の制約と、広く一般私人の私的情報の公開という個人の権利利益の制約とで、どちらも公権力による個人の権利利益の制約とで、どちらも公権力による個人の権利利益の制約とで、どちらも公権力による個人の権利利益の制約とで、どちらも公権力による個人の権利利益の制約とで、どちらも公権力による個人の権利利益の制約とで、どちらも公権力による個人の権利利益の制約とで、どちらも公権力による個人の権利利益の制約とで、どちらも公権力による個人の権利利益の制約とで、どちらも公権力による個人の権利利益の制約とで、どちらも公権力による個人の権利利益の制約とで、というに関係している。	会の付与については、当該個人が生存している者である場合には有効な制度と考えられます。 なお、第三者意見の聴取は、その手続が必ずしも義務付けられていないようなケース(例えば法令の規定により又は慣行として公にされている情報等)であっても、適切な審査及び公開を行うために「活用」してい

別表2(審査基準関係)

2-(1)dエ	公務員に関する情報であって「個人の権利利益を害することとなる場合」についても、一般私人の社会的差別につながる個人情報を利用させることも考慮するのであれば、公務員情報についても具体的に権利利益の消滅についての審査基準を設け、公務員情報に関しては、作成・取得から30年を超えたものに関しては、原則公開をより徹底するべきである。	にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合」は公開しないとされているところであるため。実際の情報公	作成又は取得から30年を超えた文書における公務員等に関する情報については、2.(1)dの基準を踏まえつつ、個人の権利利益を害するおそれのない範囲において、原則として公開になると考えられます。
2−(2)dエ	かつ開かれた議論が必要であるとすべきである。	個人情報の利用制限に関しては、従来の国立公文書館利用規則における利用制限基準が考慮されているが、法人情報に関しては従来の利用規則における整理が考慮されていないのはなぜか、疑問に思うところである。従来の利用規則では、作成・取得から30年を超えている場合の利用制限を、①法人等の権利を害するおそれがあるもの、②80年を経過していないものに限り、営業秘密であって公にすることにより法人等の利益を不当に害するおそれのあるもの、としている。①は「権利」のみを保護し、②は営業秘密であっても80年を経過したら利用制限の対象から外れるとされていた。これについても、個人情報の場合と同様に、広く開かれた議論が行われ社会的合意を経たものといいがたい基準ではあるが、時の経過の考慮については、個人情報と同様に法人情報についても従来の規則での「慣行」があるところである。	法人情報については、様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあることから、情報の区分けや類型化は困難であるため、従来から個人情報のような別表は作成しておりません。また、営業秘密については、不正競争防止法第2条第6項の3要件(秘密管理性、有用性、非公知性)を満たす必要があり、3要件を満たす場合は知的財産基本法の財産(権)となることとしています。なお、当館では審査基準案について、公文書管理委員会の法定審議事項ではないものの、同委員会(平成23年1月19日)において説明し、さらに、独立行政法人である当館には行政手続法上の義務はないもののの、自主的にパブリックコメントを実施するなど、「開かれた議論」を行うための機会を設けているところです。

2-(3)d, (4) e	「行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」の審査基準は、『詳解情報公開法』の解釈をそのまま引用しているが、公文書管理法においては、その該当性について国立公文書館長が行うため、審査基準ではその判断基準を示すことが要求されていると考えられる。	「相当の理由がある情報」については、移管時の行政機関の長の判断をそのまま国立公文書館長の判断とし、行政機関の長の判断に反して利用制限事由に該当しないと館長が判断した場合にのみ、18条3項の適用を行うと法制度上は読めるが、少なくとも、「相当の理由がある情報」であると国立公文書館長が判断する基準を示さなければ、審査基準として意見の述べようがない。また、少なくとも、利用制限の判断主体は国立公文書館であることから、移管元の行政機関の判断の相当性の判断は国立公文書館が行うことをまず明記すること、その上で司法手続における判断について言及するのであれば言及をすること、当該規定を適用した利用制限に対する訴訟についての当事者は国立公文書館であることから、それを念頭に置いた文言の整理をすべきである。	国の安全等に関する情報及び公共の安全等に関する情報の該当性の判断的判策的、政策的判断的判策的。以下、政策を作うことが表示。以下、政策、公司、公司、政策、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、
	「国立公文書館の事務を混乱又は…」の部分の前に、利用請求対象文書の量が大量であること、利用請求件数が大量であることから直ちに権利の濫用と判断するものではないことを記載し、趣旨をより明確にすべき。		当館の審査基準案では、「利用請求対象文書の量が大量であること」を「権利濫用」の要件として定めていません。同基準案において、「権利濫用」の要件については、利用請求の目的が当館の事務を混乱又は停滞させることを目的とする等利用請求本来の目的を著しく逸脱する場合に限定されています。
	〔30年を経過した特定歴史公文書等に記録されて いる個人情報について、利用制限期間を短縮すべ き〕		「別添参考」では、作成又は取得から30年を経過した文書における個人情報について、時の経過により個人の権利利益を害するおそれがあると認められなくなると考えられる期間(「一定の期間」)に応じて類型化し、それぞれに「一定の期間」(50年、80年、110年を超える適切な年)を設定しています。 「一定の期間」はあくまでも目安を示したものであり、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められなくなった時点で公開されるものであり、一律に利用を制限する期間を定めたものではありません。

別表2(審査基準関係)

「30年を経過した 特定歴史公文書 等に記録されて いる個人情報に ついて」		利用制限は30年をなるべく越えないとする付帯決議の趣旨からすれば、かえって非公開とする期間が延長されたことは疑問であるため。	「別添参考」では、作成又は取得から30年を経過した文書における個人情報について、時の経過により個人の権利利益を害するおそれがあると認められなくなると考えられる期間(「一定の期間」)に応じて類型化し、それぞれに「一定の期間」(50年、80年、110年を超える適切な年)を設定しています。 「一定の期間」はあくまでも目安を示したものであり、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められなくなった時点で公開されるものであり、一律に利用を制限する期間を定めたものではありません。
	以前は利用可能であったものが、請求権化により制限されることのないようにされたい。		公文書管理法第16条第1項では、国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等について利用の請求があった場合は、同条第1項第1号から第5号までに掲げる情報を除き、原則として利用させることとされており、法令に基づいて適切に審査して参ります。